

京都市告示第 472号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第6条第8号ロの規定に基づき、人工林が相当部分を占める森林で、歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するもの及び伐採を許可する面積を指定したので、告示します。

その関係書類は、京都市都市計画局都市景観部風致保全課において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月30日

京都市長 榊本頼兼

歴史的風土特別保存地区名	寂光院歴史的風土特別保存地区 三千院歴史的風土特別保存地区
指定する森林	寂光院歴史的風土特別保存地区及び三千院歴史的風土特別保存地区内に存する森林 約487ヘクタール
伐採を許可する面積	5ヘクタール以下

(都市計画局都市景観部風致保全課)